

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

消防本部訓令

○秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令（第1号）… 1

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第1号）…………… 2
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第2号）…………… 2
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第3号）… 2
- 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者の指定について（第4号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第5号）…………… 2
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第6号）…………… 2
- 都市計画の変更について（第7号）…………… 3
- 化製場等に関する法律による区域の指定について（第8号）…………… 3
- 交付要求通知書の公示送達について（第9号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第10号）…………… 4
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第11号）…………… 4
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第12号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第13号）…………… 4
- 市議会臨時会の招集について（第14号）…………… 5
- 生活保護法による医療機関の指定、変更および廃止について（第15号）…………… 5
- 生活保護法による施術者の変更について（第16号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第17号）…… 5

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第1号）…………… 6
- 教育委員会定例会の招集について（第2号）…………… 6

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第1号）…………… 6
- 農業委員会の招集について（第2号）…………… 6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第1号）…………… 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第2号）…………… 6
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第3号）…………… 6
- 指定給水装置工事業者の休止について（第4号）…………… 6
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第5号）…………… 7
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第6号）…………… 7

公 告

- 秋田都市計画第一種市街地再開発事業の変更について…………… 7
- 地区計画の案の作成および当該地区計画変更の原案の縦覧について…………… 7
- 秋田県知事からの中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画を表示する図書の送付について…………… 7
- 予防接種法によるインフルエンザ定期予防接種について…………… 8
- 差押財産の公売について…………… 8
- 差押財産の公売について…………… 8
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 9
- 秋田市森林整備計画の策定について…………… 9
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 平成21年度ポリオ予防接種の実施について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について……………10

上下水道局告示

- 入札参加希望者の公募について……………11
- 入札参加希望者の公募について……………12
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………13
- 入札参加希望者の公募について……………13
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 一般競争入札の執行について……………15

消防本部訓令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年1月19日

秋田市消防長 加 藤 哲 実

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令
秋田市消防職員服務規程（昭和60年秋田市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第27条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第30条中「2時間」を「2時間30分」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成22年1月4日

秋田市長 穂 積 志
出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
土田 繁	児玉真喜子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第2号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年1月4日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度第3期および4期国民健康保険税督促状

秋田市告示第3号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年1月8日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第4号

秋田市ポータルタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成22年1月8日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名 秋田市ポータルタワー

秋田港振興センター

- 指定管理者 秋田市中通二丁目2番32号
株式会社東北ダイケン秋田支店
支配人 佐々木 正 和
- 指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

秋田市告示第5号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年1月12日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
 - 撤去し、保管した年月日
平成21年12月19日から平成21年12月26日まで
 - 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年1月26日から平成22年7月26日まで
- 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年1月12日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
水沢自治会
- 認可年月日
平成15年4月3日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 新 一
秋田市雄和平沢字水沢77番地
変更後 伊 藤 剛 仁
秋田市雄和平沢字水沢86番地
- 変更年月日

平成21年12月20日
5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月13日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 7・6・4 西北一号線
7・6・5 駅東二号線

- 2 都市計画を変更した区域
秋田市中通七丁目、千秋城下町、千秋久保田町、手形字山崎および同字西谷地
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第8号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定に基づき、同項の区域を次のとおり指定したので、秋田市化製場等に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第21号）第5条の規定により告示する。

平成22年1月15日

秋田市長 穂 積 志

町（字）名

大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、大町四丁目、大町五丁目、大町六丁目、旭北栄町、旭北寺町、旭北錦町、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目、川元小川町、川元開和町、川元松丘町、川元むつみ町、川元山下町、川尻上野町、川尻新川町、川尻総社町、川尻みよし町、川尻若葉町、川尻大川町、川尻御休町、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、山王五丁目、山王六丁目、山王七丁目、山王新町、山王中園町、山王中島町、山王沼田町、山王臨海町、高陽青柳町、高陽幸町、保戸野金砂町、保戸野桜町、保戸野すわ町、保戸野千代田町、保戸野鉄砲町、保戸野通町、保戸野中町、保戸野八丁、保戸野原の町、泉菅野一丁目、泉菅野二丁目、泉北一丁目、泉北二丁目、泉北三丁目、泉北四丁目、泉中央一丁目、泉中央二丁目、泉中央三丁目、泉中央四丁目、泉中央五丁目、泉中央六丁目、泉南一丁目、泉南二丁目、泉南三丁目、泉東町、泉馬場、泉三嶽根、泉一ノ坪、泉釜ノ町、泉字登木、千秋北の丸、千秋久保田町、千秋公園、千秋城下町、千秋中島町、千秋明德町、千秋矢留町、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通五丁目、中通六丁目、中通七丁目、南通亀の町、南通築地、南通みその町、南通宮田、榎山太田町、榎山大元町、榎山共和町、榎山金照町、榎山佐竹町、榎山登町、榎山本町、榎山南中町、榎山石塚町、榎山川口境、榎山愛宕下、榎山城南新町、榎山古川新町、榎山南新町上丁、榎山南新町下丁、榎山字寺小路、茨島一丁目、茨島二丁目、茨島四丁目、茨島五丁目、茨島六丁目、茨島七丁目、八橋運動公園、八橋本町一丁目、八橋本町二丁目、八橋本町三丁目、八橋本町四丁目、八橋本町五丁目、八橋本町六丁目、八橋新川向、八橋三和町、八橋田五郎一丁目、八橋田五郎二丁目、八橋大道東、八橋鯨沼町、八橋大沼町、八橋大畑一丁目、八橋大畑二丁目、八橋イサノ一丁目、八橋イサノ二丁目、八橋南一丁目、八橋南二丁目、八橋字イサノ、東通仲町、東通観音前、東通館ノ越、東通明田、東通一丁目、東通二丁目、東通三丁目、東通四丁目、東通五丁目、東通六丁目、東通七丁目、東通八丁目、手形からみでん、手形休下町、手形新栄町、手形住吉町、手形学園町、手形田中、手形山崎町、手形字扇田、手形字大沢、手形字大松沢、手形字オノ浜、手形字十七流、手形字中台、手形字中谷地、手形字西谷地、手形字蛇野、手形字山崎、手形山西町、手形山南町、手形山中町、手形山北町、手形山東町、旭川清澄町、旭川新藤田東町、旭川新藤田西町、旭川南町、新藤田字大所、新藤田字治郎沢、新藤田字高梨台、新藤田字中山台、濁川字家ノ前、濁川字後田、濁川字鎌ノ沢、濁川字草刈場、濁川字菅場、濁川字堀尾田、濁川字三弁作、添川字境内川原、添川字地ノ内、広面字赤沼、広面字家ノ下、広面字碓、広面字板橋添、広面字大袋、広面字大巻、広面字鬼頭、広面字川崎、広面字小沼古川端、広面字近藤堰越、広面字近藤堰添、広面字推子、広面字高田、広面字堤敷、広面字釣瓶町、広面字土手下、広面字樋ノ上、広面字樋ノ沖、広面字樋口、広面字樋ノ下、広面字長沼、広面字鍋沼、広面字二階堤、広面字糠塚、広面字野添、広面字連沼、広面字昼寝、広面字広面、広面字二ツ屋、広面字宮田、広面字谷地沖、広面字谷地田、広面字谷内佐渡、広面字屋敷田、蛇野、柳田字川崎、柳田字境田、柳田字鳥越、柳田字糠塚、横森一丁目、横森二丁目、横森三丁目、横森四丁目、横森五丁目、桜一丁目、桜二丁目、桜三丁目、桜四丁目、桜ガ丘一丁目、桜ガ丘二丁目、桜ガ丘三丁目、桜ガ丘四丁目、桜ガ丘五丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、新屋大川町、新屋扇町、新屋表町、新屋栗田町、新屋比内町、新屋日吉町、新屋元町、新屋沖田町、新屋前野町、新屋高美町、新屋渋谷町、新屋田尻沢東町、新屋田尻沢中町、新屋田尻沢西町、新屋勝平町、新屋寿町、新屋船場町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋豊町、新屋割山町、新屋朝日町、新屋松美ガ丘東町、新屋松美ガ丘南町、新屋松美ガ丘北町、新屋勝平台、新屋北浜町、新屋字新町後、新屋字関町後、牛島東一丁目、牛島東二丁目、牛島東三丁目、牛島東四丁目、牛島東五丁目、牛島東六丁目、牛島東七丁目、牛島西一丁目、牛島西二丁目、牛島西三丁目、牛島西四丁目、牛島南一丁目、牛島南二丁目、牛島字東潟敷、卸町四丁目、卸町五丁目、大住一丁目、大住二丁目、大住三丁目、大住四丁目、仁井田福島一丁目、仁井田福島二丁目、仁井田二ツ屋一丁目、仁井田二ツ屋二丁目、仁井田潟中町、仁井田露見町、仁井田栄町、仁井田小中島、仁井田新田一丁目、仁井田新田二丁目、仁井田新田三丁目、仁井田本町一丁目、仁井田本町二丁目、仁井田本町三丁目、仁井田本町四丁目、仁井田本町五丁目、仁井田本町六丁目、仁井田目長田一丁目、仁井田目長田二丁目、仁井田目長田三丁目、仁井田字大野、仁井田字切上、仁井田字西潟敷、御野場一丁目、御野場二丁目、御野場三丁目、御野場四丁目、御野場五丁目、御野場六丁目、御野場七丁目、御野場八丁目、御野場新町一丁目、御野場新町二丁目、御野場新町三丁目、御野場新町四丁目、

御野場新町五丁目、御所野下堤一丁目、御所野地蔵田二丁目、御所野地蔵田四丁目、御所野地蔵田五丁目、御所野元町一丁目、御所野元町二丁目、御所野元町三丁目、御所野元町四丁目、御所野元町五丁目、御所野元町六丁目、御所野元町七丁目、山手台二丁目、山手台三丁目、寺内油田一丁目、寺内油田二丁目、寺内油田三丁目、寺内堂ノ沢一丁目、寺内堂ノ沢二丁目、寺内堂ノ沢三丁目、寺内蛭根一丁目、寺内蛭根二丁目、寺内蛭根三丁目、寺内鷓ノ木、寺内焼山、寺内後城、寺内児桜一丁目、寺内児桜二丁目、寺内児桜三丁目、寺内字イサノ、寺内字三千刈、寺内字將軍野、寺内字通穴、外旭川八幡田一丁目、外旭川八幡田二丁目、外旭川八柳一丁目、外旭川八柳二丁目、外旭川八柳三丁目、外旭川字大畑、外旭川字大谷地、外旭川字梶ノ目、外旭川字瀉堰下、外旭川字神田、外旭川字小谷地、外旭川字在家、外旭川字三後田、外旭川字三千刈、外旭川字神宮田、外旭川字田中、外旭川字朝鮮、外旭川字堂ノ前、外旭川字鳥谷場、外旭川字野村、外旭川字八幡田、外旭川字前谷地、外旭川字松崎、外旭川字水口、土崎港中央一丁目、土崎港中央二丁目、土崎港中央三丁目、土崎港中央四丁目、土崎港中央五丁目、土崎港中央六丁目、土崎港中央七丁目、土崎港東一丁目、土崎港東二丁目、土崎港東三丁目、土崎港東四丁目、土崎港西二丁目、土崎港西三丁目、土崎港西四丁目、土崎港西五丁目、土崎港南一丁目、土崎港南二丁目、土崎港南三丁目、土崎港北一丁目、土崎港北二丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、土崎港北七丁目、土崎港相染町字大谷地、土崎港相染町字沖谷地、土崎港相染町字堂ノ後、土崎港相染町字中谷地、土崎港相染町字沼端、將軍野東一丁目、將軍野東二丁目、將軍野東三丁目、將軍野東四丁目、將軍野南一丁目、將軍野南二丁目、將軍野南三丁目、將軍野南四丁目、將軍野南五丁目、將軍野堰越、將軍野青山町、將軍野桂町、將軍野向山、港北新町、港北松野町、飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島文京町、飯島長野中町、飯島長野本町、飯島長野上町、飯島穀丁、飯島道東一丁目、飯島道東二丁目、飯島道東三丁目、飯島川端一丁目、飯島川端二丁目、飯島川端三丁目、飯島鼠田一丁目、飯島鼠田二丁目、飯島鼠田三丁目、飯島鼠田四丁目、飯島飯田一丁目、飯島飯田二丁目、飯島西袋一丁目、飯島西袋二丁目、飯島西袋三丁目、飯島新町一丁目、飯島新町二丁目、飯島新町三丁目、飯島字飯島水尻、飯島字家ノ下、飯島字坂道端、飯島字長山下、飯島字鼠田尻、飯島字薬師田、金足追分

秋田市告示第9号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年1月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田県仙北郡美郷町飯詰字南西法寺115番地1
鈴木 俊 弘
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年1月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
留見瀬町内会
- 2 認可年月日
平成16年7月9日
- 3 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名および住所
変更前 石 塚 隆
秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1
変更後 戸井田 俊 孝
秋田市河辺三内字留見瀬野92番地6
- 4 変更年月日
平成22年1月2日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第11号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年1月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
平 岡 富 藤
秋田市寺内油田二丁目11番18号 キャスルみその103号
- 2 送達する書類
平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第12号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年1月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第13号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年 1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年 1月4日から平成22年 1月14日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年 2月8日から平成22年 8月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第14号

平成22年 2月1日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成22年 1月25日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

1 平成21年度秋田市一般会計補正予算(第8号)に関する専決

処分について承認を求める件

2 秋田市副市長の選任について同意を求める件

秋田市告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	平成21年 11月1日
秋田市発熱外来 センター	秋田市八橋南一丁目8番6 号 秋田市保健センター内	平成21年 11月7日
あんどう矯正歯科 クリニック	秋田市東通四丁目4番18号	平成21年 10月16日
泉南デンタル クリニック	秋田市泉南一丁目2番2号	平成21年 10月14日
安倍歯科医院	秋田市中通三丁目3番28号	平成21年 12月1日
ハピネス歯科 クリニック	秋田市牛島東七丁目8番22 号	平成21年 12月1日
大住調剤薬局	秋田市大住四丁目12番51号 ハイツちひろ1F	平成21年 11月1日

2 変更

名 称	変更事項(名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
あきた睡眠クリ ニック	あきた耳鼻咽 喉科クリニッ ク	あきた睡眠ク リニック	平成21年 4月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
あんどう矯正歯科 クリニック	秋田市東通二丁目1番3号 エステックビル1F	平成21年 10月15日
宮川内科医院	秋田市榎山本町11番8号	平成21年 10月31日
泉南デンタル クリニック	秋田市泉南一丁目1番3号	平成21年 10月13日

秋田市告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 1月27日

秋田市長 穂 積 志

変更

名 称	変更事項(名称・所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
村岡整骨院	秋田市八橋大 沼町5番27号 やばせ整骨院	秋田市大町六 丁目3番5号 村岡整骨院	平成21年 4月13日

秋田市告示第17号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成22年 1月28日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
386	秋田市川尻御休町9番43号	ファミリーマート秋田川尻御休町店

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成22年1月18日午前9時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成22年1月14日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委告示第2号

平成22年1月22日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年1月15日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

付議案件

- 1 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成22年1月18日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年1月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（12件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成21年度第9号）に関する件（1件）
- 4 運営委員会委員の選任に関する件（1件）
- 5 農地等保全委員会委員の選任に関する件（1件）
- 6 農政専門委員会委員の選任に関する件（1件）

秋田市農委告示第2号

平成22年1月29日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年1月22日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議の件（1件）
- 2 会長専決処分事務処理要綱の一部を改正する件（1件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年1月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
優 シ ス テ ム	本田 竜喜	秋田市横森一丁目20番20号

- 2 廃止年月日

平成21年12月31日

秋田市上下水道局告示第2号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年1月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
優 シ ス テ ム	本田 竜喜	秋田市横森一丁目20番20号

- 2 指定廃止

平成21年12月31日

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年1月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
佐々木水道	佐々木孝雄	秋田市浜田字館ノ丸152番7号

- 2 廃止年月日

平成22年1月14日

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年1月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事業業者	代表者	所在地
株式会社 田口建設	田口 悟	秋田市河辺赤平字田中155番

2 休止年月日
平成22年 1月18日

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 1月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所在地
株式会社 日浄工業	小田 幸弘	秋田市濁川字菅場1番地5

2 廃止年月日
平成21年10月31日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 1月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所在地
有限会社 秋田ボイラ運転 整備社	垂水 高子	秋田市手形山崎町3番5号

2 廃止年月日
平成22年 1月31日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、秋田都市計画第一種市街地再開発事業を変更したので、同法第57条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 1月 7日

秋田市長 穂 積 志

- 市街地再開発事業の種類および名称
 - 種類 秋田都市計画第一種市街地再開発事業
 - 名称 中通一丁目地区第一種市街地再開発事業
- 土地の有償譲渡に係る届出の相手方の氏名および住所
 - 氏名 秋田市長 穂 積 志
 - 住所 秋田市山王一丁目1番1号
- 届出をすべき土地の所在

秋田市中通一丁目1番、2番、3番、4番1、4番2、4番3、5番、6番、7番1、7番2、7番3、7番4、8番1、8番2、8番3、8番4、8番5、9番1、9番2、9番3、9番4、10番1、10番2、11番、12番1、12番2、12番3、12番4、13番1、13番2、14番1、14番2、14番3、14番4、15番1、15番2、15番3、16番1、16番2、16番3、16番4、16番5、17番、18番1、18番2、18番3、18番4、18番5、18番6、18番7、18番8、18番9、20番1、21番1、21番2、21番3、21番4、21番5、21番6、33番、34番、35番、61番、63番および64番

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28条）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成22年 1月18日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 槇山石塚谷地地区計画
- 位置および区域
秋田市槇山字石塚谷地および同市上北手荒巻字鳥越地内
- 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 都市計画の案の縦覧期間
平成22年 1月19日から平成22年 2月1日まで

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項の規定において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、秋田県知事から中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画を表示する図書の送付を受けたので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

なお、当該再開発事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧された事業計画について意見があるときは、同法第16条第2項の規定に基づき、意見書受付期間内に、秋田県知事に意見書を提出することができる。

平成22年 1月19日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧期間 平成22年 1月20日から平成22年 2月2日まで
(土曜日、日曜日の閉庁日は除く。)
- 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市勢活性化推進本部
- 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時30分まで
- 意見書受付期間 平成22年 1月20日から平成22年 2月16日まで
(土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は除く。)
- 意見書受付場所 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部
建築住宅課調整・住宅政策班

6 意見書受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月21日

秋田市長 穂 積 志

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
久保田 奉 幸	リンデンバウムいずみ診療所 秋田市泉菅野二丁目17番11号
村 山 仁	特別養護老人ホーム河辺荘内診療所 秋田市河辺大張野字水口沢216番地

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年1月22日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 免除
- (3) 見積価額 484,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成22年2月16日(火)午後1時から平成22年3月1日(月)午後5時まで
- (2) 入札
平成22年3月5日(金)午後1時から平成22年3月12日(金)午後1時まで
- (3) 開札
平成22年3月12日(金)午後1時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成22年3月19日(金)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成22年3月19日(金)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人の負担となる。
- (6) 境界確定する場合は、買受人が隣接土地所有者と協議して行うものとする。
- (7) 公売財産は、風致地区内における建築等の規制に関する条例の第3種風致地区に該当している。

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年1月22日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 4,700,000円
- (3) 見積価額 46,600,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成22年2月16日(火)午後1時から平成22年3月1日(月)午後5時まで
- (2) 入札
平成22年3月5日(金)午後1時から平成22年3月12日(金)午後1時まで
- (3) 開札
平成22年3月12日(金)午後1時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成22年3月19日(金)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成22年3月19日(金)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税の取扱い
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額にすでに消費税相当額を含んでいる。
- 14 公売保証金
入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。
- 15 その他
 - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
 - (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
 - (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
 - (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として、公売財産の建物の2階は事務所として1室のみ使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
 - (7) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
 - (8) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。
 - (9) 境界確定する場合は、買受人が隣接土地所有者と協議して行うものとする。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成21年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成22年1月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間
平成22年1月26日から平成22年2月15日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により秋田市森林整備計画を立てたいので、同法第10条の5第5項に

おいて準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、秋田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成22年1月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧図書 秋田市森林整備計画書の案
- 2 縦覧期間 平成22年1月26日から同年2月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 4 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農地森林整備課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月27日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
田 村 真 通	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により、平成20年3月14日付け都計第248号で協議が成立したことをもって開発許可があったものとみなされた開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 協議が成立したことをもって開発許可があったものとみなされた者の住所および氏名
秋田市上北手百崎字二タ子沢5番地5
秋田県住宅供給公社
理事長 加 藤 修 平
- 2 工区に含まれる地域の名称
第2工区
秋田市上北手猿田字苗代沢150番145および150番146、同市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127および3番128、同字二タ子沢5番16

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成21年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成22年1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にあ

る者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋 田 市 保 健 所	2月26日 3月4日 3月12日
	3月16日 3月25日 3月26日
ア ル ヴ ェ	3月11日
土 崎 公 民 館	3月5日 3月17日 3月23日
西部市民サービスセンター	3月3日 3月18日
南 部 公 民 館	3月24日
東 部 公 民 館	3月19日
御野場地域センター	2月25日 3月10日
河辺総合福祉交流センター	3月2日
雄 和 公 民 館	3月9日

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィ

ラキシーを呈したことが明らかな者

- (6) 下痢をしている者
 - (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
 - (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
 - (9) その他医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいるもの
- 7 予防接種料金
無料

秋田市公告

秋田市庁舎内にたばこ自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

平成22年1月28日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市庁舎内たばこ自動販売機設置場所貸付						
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き）※最低落札価格				
	本庁舎1階喫煙室内	0.5㎡	133,000円				
(3) 貸付期間	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで						
(4) 入札参加要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ たばこ小売販売業の販売許可を有していること。 ⑥ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑦ たばこ自動販売機の出張販売業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成20年度および平成21年度において、市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 						
(5) 入札参加申込み	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受 付 期 間</td> <td>平成22年1月28日(休)から平成22年2月12日(金)まで (土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)</td> </tr> <tr> <td>受 付 場 所</td> <td>秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当</td> </tr> </tbody> </table>			受 付 期 間	平成22年1月28日(休)から平成22年2月12日(金)まで (土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)	受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
受 付 期 間	平成22年1月28日(休)から平成22年2月12日(金)まで (土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)						
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当						
(6) 指名（非指名）通知	平成22年2月15日(月)までにFAXで通知						

(7) 入札	
日 時	平成22年2月16日(火) 午後1時30分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎3階 管財課
入札保証金	免除
(8) 契約日	落札日から平成22年2月22日(月)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、平成22年2月12日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）

ウ たばこ小売販売業の販売許可の写し

エ 納税証明書（写し可）

・秋田市に納めた固定資産税、法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

オ 誓約書（平成20年度および平成21年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）

カ アおよびオの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格の入札を行った方とします。

(4) その他

ア 落札者は落札決定後直ちに、製造たばこ小売販売業の出張販売の許可を受けるため手続を行い、許可を受けてください。

イ その他入札・契約上の条件等については、秋田市ホームページを御覧ください。

3 申請書等の提出

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課庁舎管理担当

電話 018-866-2053

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年1月8日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第12号	秋田市型マンホール蓋（枠付き）購入	秋田市榎山登町12番43号 （秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内指定場所）	平成22年3月12日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年1月26日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除

契約日 平成22年1月28日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決

定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年1月19日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年1月8日(金)から平成22年1月19日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年1月22日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年1月8日(金)から平成22年1月25日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年1月8日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第41号 水質検査室 分析環境整備	秋田市上下水道局水質管理センター（豊岩豊巻字上野164番地）	平成22年 3月26日	管工事B級 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「管工事B級」とあるのは、秋

田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から管工事のB級に等級格付されている者をいう。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年1月26日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除

契約日 平成22年1月28日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年1月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年1月8日(金)から平成22年1月19日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年1月22日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年1月8日(金)から平成22年1月25日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年1月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

飯島鼠田三丁目、土崎港北五丁目、外旭川字神田、外旭川字大堤、外旭川字山崎、寺内油田三丁目、手形字山崎、手形字西谷地、新屋松美町、牛島西二丁目、仁井田本町二丁目、上北手大戸字堀ノ内、上北手字関上および山王臨海町の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に示した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年1月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第13号	活性炭 購入	八橋終末処理場、仁別浄化センターおよび新屋ポンプ場 各場内指定場所	平成22年 3月17日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
次のすべてを満たすこと。
ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年2月9日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除

契約日 平成22年2月12日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年2月2日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1））を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年1月22日(金)から平成22年2月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年2月5日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年1月22日(金)から平成22年2月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田市上下水道局川尻庁舎内にたばこ自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

平成22年1月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市上下水道局川尻庁舎内たばこ自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所	貸付面積	予定価格(年額・税抜き)※最低落札価格
	川尻庁舎二階渡り廊下内	0.5㎡	47,000円
(3) 貸付期間	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ たばこ小売販売業の販売許可を有していること。 ⑥ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑦ たばこ自動販売機の出張販売業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成20年度および平成21年度において、市、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。		
(5) 入札参加申込み			
受付期間	平成22年1月29日(金)から平成22年2月15日(月)まで (土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)		
受付場所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課管財係		
(6) 指名(非指名)通知	平成22年2月16日(火)にFAXで通知		
(7) 入 札			
日 時	平成22年2月17日(水) 午後1時30分		
場 所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館 二階 会議室(庁舎北側)		
入札保証金	免除		
(8) 契 約 日	落札日から平成22年2月23日(火)まで		

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、平成22年2月15日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」といいます。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

 - ア 入札参加申込書
 - イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)、住民票の写し(個人の場合)
 - ウ たばこ小売販売業の販売許可の写し
 - エ 納税証明書(写し可)
 - ・秋田市に納めた固定資産税、法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

- オ 誓約書(平成20年度および平成21年度における実績を確認できる契約書等の写し添付)
- カ アおよびオの様式については、秋田市上下水道局ホームページから入手してください。
- キ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。
- (2) 指名および非指名通知について
 - ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。
 - イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市水道事業および下水道事業財務規程を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格の入札を行った方とします。

(4) その他

ア 落札者は落札決定後直ちに、製造たばこ小売販売業の出張販売の許可を受けるため手続を行い、許可を受けてください。

イ その他入札・契約上の条件等については、秋田市上下水道局ホームページを御覧ください。

3 申込書等の提出

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成22年1月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番 号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第14号	新品メーター購入 (13mm)	秋田市上 下水道局	平成22年 3月23日 (火)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年2月16日(火) 午後1時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室(庁舎 北側)
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
 契 約 日 平成22年2月18日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消

費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年2月8日(月)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

(イ) 実績調書（様式2（省略））

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

(イ) 実績調書（様式2（省略））

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年1月29日(金)から平成22年2月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年1月29日(金)から平成22年2月15日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年2月12日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434